

平成 20 年 2 月 25 日

総合海洋政策本部御中

「海洋基本計画」(原案)に対する意見

社団法人海洋産業研究会
マリンフロート推進機構

以下のとおり、「海洋基本計画」(原案)に対する意見を提出いたします。

要旨・・ 2

本文・・ 3～6

平成 20 年 2 月 25 日

総合海洋政策本部御中

「海洋基本計画」(原案)に対する意見

< 要旨 >

社団法人海洋産業研究会
マリンフロート推進機構

意見 1 : 「海洋産業の健全な発展」のため、産業界等との意見交換の場を常設する。

意見 2 : 海洋産業の動向把握としての継続的な調査を実施する。

意見 3 : 「新たな海洋産業の創出」に向けて、府省横断型、漁業協調型のパイロット・プロジェクトを実施する。

意見 4 : 海洋の総合的管理に向けて、排他的経済水域をカバーする多目的海洋基地ネットワークを構築する。

意見 5 : 沖ノ鳥島周辺海域の活用を国直轄の事業として取り組む。

意見 6 : 各施策における工程の明示と国産海洋技術の育成、人材確保と資金投入意欲の促進を図る。

〔その他の意見〕

1 : 「海洋基本計画」の公表にあたっては、目次を詳細に表記していただきたい。

2 : 「海洋基本計画」の公表にあたっては、1~2 ページの「概要」あるいは「要約」を冒頭に示していただきたい。

平成 20 年 2 月 25 日

総合海洋政策本部御中

「海洋基本計画」(原案)に対する意見

< 本文 >

社団法人海洋産業研究会
マリンプロート推進機構

意見 1：「海洋産業の健全な発展」のため、産業界等との意見交換の場を常設する。

第 2 部 8(2)「新たな海洋産業の創出」の最初のセンテンスにおいて、「海洋関連分野における産学官連携を促進する。」とあることから、産学官が参加する常設的な意見交換の場を設置し、定期的な情報交換、意見交換を行うことによって、総合的かつ計画的な施策の検討に資する仕組みを創設する必要がある。とりわけ、「産」については、幅広い「海洋の開発、利用、保全を担う産業」の主要分野、主要業界の意見が汲み上げられるようにすることが肝要である。

また、第 2 部 7「海洋科学技術に関する研究開発等の推進等」のウ「関係機関の緊密な連携、交流の創出」の項では、「幅広い関係者が一堂に参集し、様々な関係者による意見交換、情報交換等が行えるような場を創出する。」と述べられているが、こうした取り組みは、単に海洋科学技術の推進に寄与するだけにとどまらず、「海洋産業の健全な発展」という海洋基本法の理念および具体的施策の柱の一つである「海洋産業の振興と国際競争力の強化」に向けた総合的かつ計画的な施策の立案・実行・評価、さらには上記の「新たな海洋産業の創出」等にも大いに役立つものであることは論を俟たない。

そこで、参与会議とは別に、連携促進を重層的に図っていくため幅広く産業界を中心に学界・研究機関等の代表を含めた意見交換の場を設置するようお願いしたい。

意見 2：海洋産業の動向把握としての継続的な調査を実施する。

第 2 部 8(3)「海洋産業の動向の把握」において、「海洋産業の産業規模、従業員数等の各種指標についてその現状及び動向を把握するための調査を実施する」と明示されていることは高く評価できる。

そこで、国は指標の検討を含めて継続的な動向調査を実施し、その結果をたとえば『年次報告』としてまとめ、毎年度、公表していく必要がある。また、諸外国の海洋産業の動向や海洋産業振興政策も含めてまとめることにより、一層重要かつ意義あるものとなる。

こうした調査報告は、行政にとって「海洋産業に関する諸施策の効果の把握や見直しに資するため」や「海洋産業の振興及び国際競争力の強化」という基本的施策の評価検討に役立つだけでなく、産業界、学界、研究機関等にとっても現状把握や将来展望の検討にあたって極めて有用な資料として位置付けられる。

しかも、そうした調査に関しては、民間機関に関連データの集積がある(*)ので、これを最大限に活用して、総合海洋政策本部より毎年度公表していただきたい。

* 「海洋開発の市場構造に関する調査」 (社)海洋産業研究会

追記：上記の海洋産業に係る「年次報告」を総合海洋政策本部の重要な業務の一環に位置付けて、以下のようなものにもすることも有力な案と考えられる。

- 名称：「海洋政策本部年次報告書」
- 内容構成：a)海洋政策の重要文書（外交上の条約・協定、各府省の出した通達等）
b)海洋関連政府予算（科学技術、事業、その他）
c)わが国海洋産業の現状
d)その他、当該年度における海洋政策に関する重要事項

意見3：「新たな海洋産業の創出」に向けて、府省横断型、漁業協調型のパイロット・プロジェクトを実施する。

第2部8(2)「新たな海洋産業の創出」について、「様々な産業分野における海洋空間の利用にむけた取り組みを推進する」とある。沿岸の海域利用の発達したわが国において、新たに様々な海洋空間の利用を促進するには、単一目的の海洋空間利用プロジェクトではなく、合理的な複合目的のプロジェクトこそが重要であり、府省横断的なプロジェクトの推進とその研究開発と実証研究、パイロット・プロジェクトの実施が是非とも必要である。そうした施策こそが、新たな海洋基本法時代の精神を体現するものと言える。その場合、構想段階から利害関係者（特に漁業者）との合意形成と積極的な参加・協力が不可欠となることは言うまでもない。

さらに、第2部3(2)「海洋資源の計画的な開発等の推進」においては、海洋エネルギー・鉱物資源について、「未解決の技術的課題が多く残されており、短期的な商業化は難しい。このため、国の主導による本格的な探査・開発を明確な目標と綿密な計画の下で着実に推進することによって、中期的に商業化を目指すことが国家戦略として妥当である。」と記されている。

新たな海洋産業の創出を目指した府省横断的かつ漁業協調型プロジェクトこそ、国の主導によって推進されるべきものとする。また、第2部7「海洋科学技術」の(2)に「政策課題対応型研究開発の推進」が掲げられているが、まさに、府省横断型、漁業協調型プロジェクトこそが政策課題対応型研究開発にふさわしいものといえる。

そこで、総合海洋政策本部がイニシアチブをとって、たとえば地球温暖化防止に寄与し同時に地域振興や漁業振興政策に貢献しうるテーマ、あるいは、資源政策の推進に寄与しつつ漁業振興にも貢献しうるテーマ（下記の例を参照）について、パイロット・プロジェクトを関係府省が連携して実施することをお願いしたい。

[例]

- 漁業協調型 Offshore Wind Farm プロジェクト
- 漁業協調型海水ウラン回収および海中林造成プロジェクト

追記：第2部1「海洋資源の開発及び利用の推進」の(2)「エネルギー・鉱物資源の開発の推進」のE「その他の資源の研究開発等」は、他の資源に関する記述に比べて扱いが低いように見受けられる。しかしながら、洋上風力発電、波力・潮汐・潮流等の

再生可能エネルギーに関しては、地球温暖化対策にとっても「新たな海洋産業の創出」にとっても重要なテーマであるため、(3)に格上げして記述するよう求めるとともに、海洋深層水やウラン・リチウム・バナジウムといった海水溶存物質などの「海水資源」についても言及するよう要望する。

意見4：海洋の総合的管理に向けて、排他的経済水域をカバーする多目的海洋基地ネットワークを構築する。

第2部8(2)「新たな海洋産業の創出」では「安全性や経済性に優れた外洋上プラットフォームの技術の確立」とある。外洋上プラットフォームについては、第3期科学技術基本計画における戦略重点科学技術にも指定されており、海洋基本計画にも表記されることにより、今後、産学官の連携による技術開発がさらに促進されることが期待される。

これに関連して(社)海洋産業研究会およびマリンプロート推進機構は、半潜水式浮体をわが国の排他的経済水域に定点配置することにより、海洋観測・調査および各種の実験・研究の用に供するとともに、離島間のヘリ空路用中継基地としても利用することを提案している(昨年11月7日提出の海産研「海洋基本計画の策定に関する提言」)。

海洋基地ネットワークは、迅速な漁業取締や不審船対応、救難・救命活動、離島の経済活動や日常生活への支援等にも活用できるとともに、第2部3(1)のなかで述べられている「排他的経済水域等における権益を確保するため、探査、開発等についての管轄権を適切に行使するための監視・取締体制を整備・強化する」ためにも、非常に大きな意義を有するものと考えられる。

わが国の技術蓄積を活用した新たな海洋産業の創出と、排他的経済水域の総合的管理のため、国は、多目的海洋基地ネットワークを順次構築していくこととし、その第一歩として、まず実証基の整備について検討に着手していただくようお願いしたい。

意見5：沖ノ鳥島周辺海域の活用を国直轄の事業として取り組む。

第2部10「離島の保全」には、冒頭に「わが国の海域に広く点在している離島は、広大な管轄海域を設定する根拠の重要な一部をなし」とある。離島の中でも、沖ノ鳥島はその周辺に日本の国土面積を上回る約40万km²の排他的経済水域が設定されており、わが国にとって特に重要といえる。そこで、「海洋管理のための離島の保全・管理の在り方に関する基本方針(仮称)」の策定に関連して、沖ノ鳥島の領土としての保全はもちろんであるが、その周辺海域の活用について国としての取り組みが必要となる。

これに関連して、同項目(1)イ「海洋資源の開発及び利用の支援」には、「藻場、干潟、サンゴ礁等が残る離島周辺の海域は、貴重な漁場であることから、漁場環境の保全・再生及び漁場の整備を推進する」とある。沖ノ鳥島周辺海域は、漁場としてあまり注目されていなかったが、東京都による試験漁場造成と関連調査の結果では有望な漁業資源を有する可能性が示されている。東京都によるこうした取り組み、およびそれを支える新たな深層水利用技術を踏まえて、国直轄の事業として海域生産力の増大に関する研究開発や漁場造成事業などの取り組みを推進するよう要望する。

意見6：各施策における工程の明示と国産海洋技術の育成、人材確保と資金投入意欲の促進を図る。

第2部3(2)「海洋資源の計画的な開発等の推進」においては、「平成20年度中に関係府省の連携の下、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（仮称）」を策定する」とされており、上記の離島に関する基本方針の策定とならんで少なくともこの2件については、国が計画を策定すると明記したことは高く評価できる。

そこで、これらの分野に限らず、第2部に掲げられた12項目の全ての分野について同様の計画を策定し、それぞれの施策の工程を明確に示すことが必要である。そのことによって、産業界は、国の施策を把握し、それを支える事業者としての責務を果たすべく、中長期的な視野をもって必要な人材の確保と技術開発や研究開発投資を実施する自助努力に取り組むことが可能となる。

その中においては、国産技術の育成に関しては、「国際競争力の確保」という視点からも極めて重要な施策として取り組む必要があり、「海洋産業の健全な発展」にとって不可欠である。たとえば、港湾整備用の特殊作業船や海底資源開発用の構造物・機器、それに用いる各種のコンポーネントやパーツ、そのなかに組み込まれている海洋の特殊環境に応じた材料や先端的センサー類など、今やわが国産業界は他の諸国の後塵を拝しているのが実情である。海洋の権益確保は、それを支える海洋技術および海洋産業の振興によって成り立つものであり、そうした戦略的政策にもとづいて、工程の明示と具体的目標の設定を国として示していただきたい。

その中においては、「わが国の排他的経済水域内で有望とされるメタンハイドレートの生産用海洋構造物に関する設計・建造・据付・運用等に関する研究開発に早い段階から着手するとともに、適当な時点での実証プロジェクトの実施」（昨年11月7日提出の海産研「海洋基本計画の策定に関する提言」）という内容も、他の深海底鉱物資源の探査、開発用ともども、盛り込まれることを要望するものである。

さらに、第2部8(1)「経営基盤の強化」のウ「人材の育成・確保」において、「海洋産業が就業の場として魅力的であることが重要であることから、海洋産業の競争力強化に向けた諸施策の着実な実施に努める」との指摘は当を得たものである。しかしそれは、労働条件や労働環境等の整備のレベル以前に、多分野から次世代の人材が就業に魅力を感じることができるよう、海洋産業の活性化と規模の拡大こそが極めて重要であることから、国による一層の海洋産業の振興政策を期待するものである。

【その他の意見】

- 1：「海洋基本計画」の公表にあたっては、目次を詳細に表記していただきたい。
- 2：「海洋基本計画」の公表にあたっては、1~2ページの「概要」あるいは「要約」を冒頭に示していただきたい。

(以上)